

町税・保険料の納め忘れはありませんか？

<3月は滞納整理強化月間です！>



町税・保険料は、町の教育・福祉・ごみ処理・道路整備などの公共事業を行う大切な財源です。

滞納は、納期限内に納付している大多数の方との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫してしまいます。例えば、督促状の発送など滞納整理の経費に税金を使うことで、本来は町民の皆さまのために使うことのできるお金が減つてしまい、住民サービスの低下を招くことがあります。

町では、滞納者に対して財産調査（預貯金、生命保険、勤務先への給与照会、取引先への売掛金など）を行い、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。また、自宅や事業所を直接訪問して捜索を行い、財産の差し押さえを実施することもあります。捜索によって差し押さえた財産は、インターネット公売などで売却し、代金を滞納税等に充当しています。

3月は年度の最終月となるため、「滞納整理強化月間」と位置づけ、滞納処分を強化し滞納の解消に努めていきます。

税金は納期限内に納めましょう。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、ご相談ください。

▼問合せ 税務課収税係

☎ 72-6904



▶差し押さえられた車両にはタイヤロックで走行不能になります

令和3年度 差押実績

預 貯 金	410件
給 与	26件
生 命 保 険	60件
年 金	10件
そ の 他	60件
合 計	566件
検 索	8件

納税についての Q&A

Q 昨年より収入が減ってしまい納税できない

A 町県民税や国民健康保険税などは昨年の収入額を基に計算されますので、納期限どおりの納付が困難になる場合があります。このようなときは、納税の猶予制度（分割納付等）が適用できる場合がありますのでご相談ください。

Q 住宅ローンなどの借金があり納税できない

A 納税は国民の義務であり、税金は個人の債務より優先されます。滞納が続けば、差し押さえの対象となりますので、早急に収支の見直しを行い、納税を優先してください。

Q いきなり差し押さえをされました

A 滞納するとまず督促状を送付します。次に催告書を送付し、それでも納付がない場合に差し押さえを行います。

約8割の方が納期限内に納付しています。納期限内の納付にご協力を願っています。

便利な納付方法があります！

①口座振替

金融機関の口座を登録して、自動で引き落としされます。

②クレジットカード

納期限内に限り、クレジットカードで納税することができます。ただし、手数料がかかります。

③PayPay および LINE Pay

バーコードの有効期限内の納付に限ります。

スマート専用アプリのダウンロードが必要です。

■問合せ 税務課収税係 ☎ 72-6904



▶検索の様子。滞納者に事前に通知することなく実施します

